

情報提供資料

報道関係者各位

令和8年3月13日



那須烏山市
Nasukarasuyama

那須烏山市役所
総合政策課広報広聴グループ
〒321-0692
那須烏山市中央 1-1-1
電話番号:0287-83-1112
FAX番号:0287-84-3788

※この資料は市ホームページに
掲載しています。

市営住宅使用料(家賃)の算定誤りについて

このたび、令和8年度の市営住宅使用料(家賃)の算定作業を行う中で、従来までの算定方法に誤りがあることが判明しました。

市営住宅に入居されている皆さまや既に退去された皆さまに多大なるご迷惑をおかけするに留まらず、市民の皆さまの信頼を損ねることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、令和7年度以前の家賃について早急に見直すとともに、再発防止に向けた職員への指導徹底を図り、信頼回復に取り組んでまいります。

1. 経過及び算定誤りの概要

本市においては、令和7年度まで、表計算ソフト(Excel)を用いて、職員が計算式等を入力し、家賃算定を行っておりましたが、事務の効率化及びDX化を推進するため、令和8年度から、既に計算式等が入力されている市販の公営住宅管理システム(以下「管理システム」という。)を活用して、家賃算定を行うこととしております。

このため、従来の算定方法に誤りがないか確認するため、令和8年度の家賃について、新旧両方の算定方法により算定したところ、従来の算定方法において、13世帯の家賃で一世帯あたり月額200円から22,200円過大であることが判明しました。

過大となった主な要因については、表計算ソフト(Excel)を用いて家賃算定を行う際、制度改正時における計算式等の修正を失念していたことや、建物の耐用年数を用いて算定する計算式等に誤った計算式等を入力していたこと等が挙げられます。

2. 今後の対応

令和8年度の家賃については、管理システムを活用して、正しく算定された家賃を通知させていただきます。

また、令和7年度以前の家賃についても、今後、管理システムを活用して、正しく再算定するとともに、還付の時期や予算確保等を検討いたします。

3. 再発防止策

今後、このようなことがないよう、家賃算定にあたっては、ヒューマンエラーによるリスクを極力回避するため、今般導入した管理システムの適正運用に努めて参ります。

また、管理システムであっても、入居者の収入額等は職員の手入力となることから、当該入力データについては、複数の職員でチェックを徹底いたします。

さらに、制度改正時においては、管理システムに改正内容が正しく反映されているか確認するため、サンプリングにより、職員が手作業で算定した家賃と比較いたします。

この件に対する問い合わせ先

都市建設課 住宅グループ 電話番号:0287-88-7118